港区一般廃棄物処理基本計画（第３次）（令和３年度～令和14年度）（素案）の概要

令和２年１１月２０日　資料№１１
区 民 文 教 常 任 委 員 会

みなとリサイクル清掃事務所

第１章 計画の概要と策定の背景

計画の位置付け　（本編２頁）

- 一般廃棄物処理基本計画とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第６条第１項の規定に基づき、区市町村が長期的･総合的視点に立って、計画的なごみ･生活排水処理の推進を図るための基本的な方針として定めるもので、ごみ処理基本計画と生活排水処理基本計画から構成されます。
- 令和元(2019)年10月に施行された食品ロスの削減の推進に関する法律では、地方公共団体における食品ロス削減推進計画の策定が求められており、食品ロスの削減の推進は港区一般廃棄物処理基本計画で規定する施策・取組と密接に関連することから、港区一般廃棄物処理基本計画に包含して策定します。

計画策定の背景等　（３～10頁）

- 区では、平成24(2012)年３月に「港区一般廃棄物処理基本計画(第２次)」(平成24(2012)年度～令和３(2021)年度)(以下「前回計画」という。)を策定し、平成29(2017)年３月の中間見直しを経て、ごみの減量･資源化を促進するための各種施策を展開してきました。
- 廃棄物･資源循環分野においては、ＳＤＧｓの実現に向けた動きの加速化、食品ロス･プラスチック問題への対応等、より一層のごみ減量･資源化に向けた取組が求められているほか、頻発する豪雨災害や首都直下地震等の自然災害への備えの充実、ＩＣＴ技術を活用した清掃事業における利便性向上も求められています。
- 前回計画に基づく取組の成果は、一人１日当たりのごみ排出量の減少や特別区で最高水準の資源化率などに現れている一方、人口の増加や都心特有の活発な事業活動を背景に、家庭や事業者が排出するごみの総量は増加傾向にあることから、発生抑制と適正処理の推進を図ることが課題です。
- 新型コロナウイルス感染症による廃棄物行政への影響を注意深く観察し、人口動向や財政状況に応じて、優先的・重点的に取り組むべき課題を見極めた上で、計画に計上した事業等の実施について柔軟に対応していきます。
- 厳しい財政状況下にあっても、清掃事業を常に安定して継続していくとともに、不断の内部努力による人件費や物件費等の経常的経費の縮減に取り組みます。
- 「港区一般廃棄物処理基本計画（第３次）」は、前回計画に基づく取組の成果と課題に加え、上記のような環境の変化や新たな課題も踏まえて策定します。

前回計画の目標達成状況

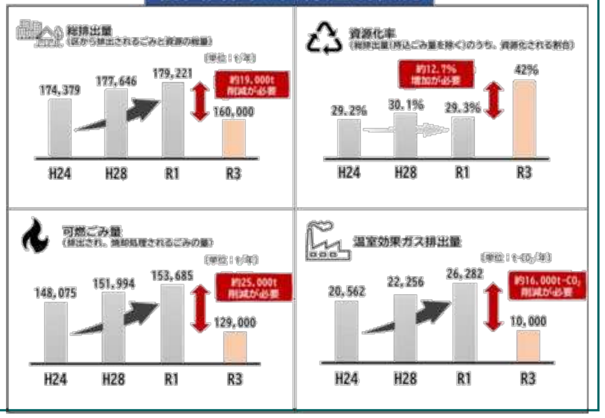

計画期間　（５頁）

- 令和３(2021)年度から令和14(2032)年度までの12年計画として策定し、中間年度に当たる令和８(2026)年度に中間の見直しを行います。なお、ごみ・資源の排出量などの推計値と実態が大きく乖離し、数値目標の修正や施策の見直しが必要となる場合は、３年ごとに行われる港区基本計画及び港区環境基本計画の見直しにあわせて、増補版の作成などにより柔軟に対応します。

第２章 ごみ処理基本計画

基本理念･基本方針　（22～23頁）

- 区民･事業者は自身が「排出者」であると自覚した上で排出者責任の考え方に基づくごみの排出ルールの順守・適正処理の推進を徹底し、区は快適な生活環境の保全と適正なごみの収集運搬･処理を実践し、区民･事業者の主体的な取組を支援するなど、それぞれの責任を果たしていくための基本理念を定めます（前回計画の基本理念を継承）。
- 基本理念の具現化に向けて、区民･事業者･区のそれぞれの責任と役割に応じた基本方針を定めます。

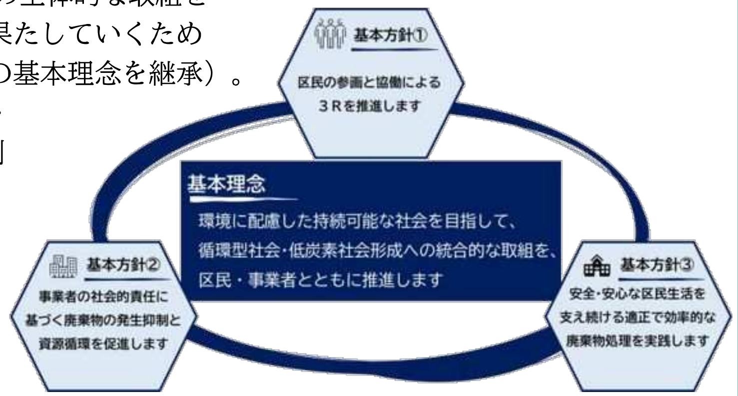

数値目標　（24～27頁）

- 計画全般にわたる取組の最終的な到達点を示す「総排出量」、「資源化率」、「温室効果ガスの排出量」の３項目に加え、各取組の効果を測定するための項目、区民･事業者の意識改革･行動変容の状況を確認するための項目として合計12項目の目標を設定します。

数値目標項目	実績値	推計値		目標値	
		中間年度	最終年度	中間年度	最終年度
	令和元年度	令和８年度	令和 14 年度	令和８年度	令和 14 年度
(1) 総排出量	179,221 t/年 1,880.6 g/人･日	185,500 t/年 1,785 g/人・日	194,300 t/年 1,680 g/人・日	168,400 t/年 1,621 g/人・日	159,200 t/年 1,377 g/人・日
(2) 区収集可燃ごみ量	50,665 t/年 531.6 g/人･日	55,200 t/年 532 g/人・日	61,500 t/年 532 g/人・日	41,300 t/年 397 g/人・日	33,200 t/年 287 g/人・日
(3) 可燃ごみへの資源混入割合	25.7 %	26 %	26 %	24 %	21 %
(4) 食品ロス発生量	5,287 t/年 55.5 g/人･日	5,800 t/年 55 g/人・日	6,400 t/年 55 g/人・日	3,800 t/年 37 g/人・日	2,600 t/年 22 g/人・日
(5) プラスチック排出量	12,658 t/年 132.8 g/人･日	13,800 t/年 133 g/人・日	15,400 t/年 133 g/人・日	12,100 t/年 116 g/人・日	11,600 t/年 101 g/人・日
(6) 資源化率	29.3 %	29 %	28 %	40 %	50 %
(7) 資源回収量	22,353 t/年 234.6 g/人･日	23,700 t/年 229 g/人・日	25,900 t/年 224 g/人・日	30,000 t/年 289 g/人・日	36,600 t/年 317 g/人・日
(8) 集団回収による資源回収量	5,643 t/年 59.2 g/人･日	5,900 t/年 57 g/人・日	6,400 t/年 56 g/人・日	6,800 t/年 65 g/人・日	7,700 t/年 67 g/人・日
(9) ごみと資源の分別状況	39.7 %	40 %	40 %	53 %	65 %
(10)持込ごみ量	103,020 t/年	103,020 t/年	103,020 t/年	94,100 t/年	86,400 t/年
(11)再利用計画書上の再利用率	紙類：64.8 % 厨芥類：19.4%	紙類：65 % 厨芥類：19 %	紙類：65 % 厨芥類：19 %	紙類：69 % 厨芥類：22 %	紙類：72 % 厨芥類：25 %
(12)温室効果ガスの排出量	22,372 t-CO_2/年	24,200 t-CO_2/年	26,800 t-CO_2/年	18,400 t-CO_2/年	15,000 t-CO_2/年

第２章 ごみ処理基本計画

目標達成に向けた取組 （28～57頁）

□ 本計画で掲げる目標達成に向けて、区では８つの取組を推進･展開していきます。

（1）事業系ごみの発生抑制（28～31頁）

□ これまで実施してきた事業者に対しての指導･助言、ごみ減量セミナーの開催等に加え、事業者の自己処理責任の原則に基づくごみの発生抑制と適正処理に必要な取組を推進します。

主な取組

■ 大規模建築物の所有者の義務の徹底
■ 大規模開発におけるごみの減量や資源の再利用の促進
■ テナントの主体的な取組の促進
■ 民間収集への移行促進

（2）プラスチックの使用抑制と資源循環（32～35頁）

□ 全国に先駆けて全て実施しているプラスチックの資源回収や海洋プラスチック問題の普及･啓発に加え、使い捨てプラスチックの使用抑制を基本に、分別と適正処理による資源循環を車の両輪として推進します。

主な取組

■ 海洋プラスチック問題の普及･啓発
■ 事業者によるリサイクルの高度化･代替製品開発の支援
■ レジ袋の削減とマイバッグの利用促進
■ リユース食器の利用促進
■ 拡大生産者責任の強化

（3）食品ロスの削減（36～41頁）

□ 家庭･事業所での食品ロス削減に向けてこれまで実施してきた、フードドライブや食べきり協力店登録制度に加え、区民･事業者に対する普及･啓発を強化し、食品ロスの削減を推進します。

主な取組

■ フードドライブの拡大
■ 食べきり協力店の拡充と表彰制度の創設
■ 大学等教育機関との連携
■ 食品ロス削減月間と食品ロス削減の日における普及･啓発

（4）資源回収の拡大（42～45頁）

□ 使用済み小型家電製品や古着等を集める「拠点回収」、障害者就労支援施設との連携によるコード類からの銅線の資源回収等に加え、資源回収品目の拡充や回収機会の拡大、可燃ごみ等に混入する資源の分別の徹底など、資源回収の拡大を推進します。

主な取組

■ 古着の拠点回収の拡大
■ 陶磁器の資源回収
■ その他再生可能紙の資源回収促進
■ マンションとの協働による資源回収の拡大
■ 家具のリサイクル展の充実

（5）持続可能な集団回収制度の構築（46～47頁）

□ 古紙輸入規制等に伴う古紙売却価格の大幅な下落や古紙回収業者の減少等の昨今の情勢を踏まえ、集団回収を持続的に発展させていくための取組を推進します。

主な取組

■ 集団回収実践団体に対する報奨金の見直し
■ 回収業者登録制度の創設
■ 古紙価格の変動に対応した回収業者への支援

（6）安全･安心･便利な清掃事業の運営と収集サービスの改善（48～51頁）

□ 区民に身近な清掃事業を安定的に運営し、収集サービスを一層向上させていくための取組を推進します。

主な取組

■ 戸別訪問収集･粗大ごみ運び出しの対象拡大
■ みなとリサイクル清掃事務所作業連絡所の改築
■ 港資源化センターの設備更新･長寿命化
■ 夏季の早期収集
■ 繁華街におけるマナー啓発
■ 各種手続きのＩＣＴ化推進

（7）災害等への対応力の向上（52～53頁）

□ 今後想定される大規模災害や感染症の拡大等の非常時に備え、万全な体制で清掃事業を継続していくための取組を推進します。

主な取組

■ 災害廃棄物処理計画の策定
■ 台風･降雪時の収集体制の確保
■ 感染拡大期における業務継続
■ 清掃職員の作業着･保護具の安全性向上

（8）効果的な普及･啓発と環境学習の充実（54～57頁）

□ 区民の情報発信や環境学習への期待を踏まえ、ごみ減量･分別の効果を分かりやすく伝え、３Ｒ行動への意欲を高める効果的な普及･啓発と充実した環境学習を展開していきます。

主な取組

■ ごみの減量･分別に係る情報発信
■ 清掃協力団体との連携強化
■ 次世代を担う環境人材の育成
■ 排出実態調査の拡充

第３章 生活排水処理基本計画 （60～61頁）

□ 区の下水道普及率は100％で、区内で発生する生活排水のほぼ全量が公共下水道により処理されています。生活排水処理基本計画では、家庭及び事業所等で発生する生活排水のうち、公共下水道により処理されないものを対象とし、区の役割･責務を規定しています。

□ 区では、引き続き、一般廃棄物処理業者による処理を行い、公共下水道で処理されない家庭及び事業所等から発生する生活排水の適切な処理を推進します。